

人と自然を大切にしたい協働によるまちづくりをすすめるために…

# (仮称)合志市自治基本条例[原案]ができました！



自治基本条例って  
なんだろう？

よりよい合志市にするための「自治」つまり「まちづくり」のためのルールです。市民と議会と市が、対等にお互いの役割を認識し、情報と目標を共有しながらまちづくりをすすめるためのものです。市民が主役のまちづくりをする決意表明でもあります。

4月に提出された合志市自治基本条例検討懇話会の「提言書」を尊重しながら庁内の検討を加え、原案を作成しました。これから合志市の未来を創っていく大切な条例です。

～[原案]は  
こんな構造です～

まちづくりの決意表明

前 文

市の憲法です！

1 条例の最高規範性  
条例の位置付け

条例の目的と基本的な考えを示します

2 総 則

(1) 目 的

(2) 定 義

- ① 市 民
- ② 市の執行機関
- ③ まちづくり
- ④ 参 画
- ⑤ 協 働
- ⑥ コミュニティ

(3) 自治の基本理念

- ① 市民主権
- ② 人権の尊重
- ③ 情報の公開
- ④ 環境の保全
- ⑤ 子育ての視点
- ⑥ 自治体経営

市民と議会と行政は何をするのか？ どんな責任があるのか？

3 市民の権利と責務

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務
- (3) 子どもや青少年の権利

4 市議会の責務

- (1) 市議会の責務
- (2) 市議会議員の責務

5 市の執行機関の責務

- (1) 市の執行機関の責務
- (2) 市長の責務
- (3) 市職員の責務

市政の目標を示します

6 市政の運営

- (1) 市政運営の基本原則
- (2) 総合計画
- (3) 組織づくり
- (4) 総合的な行政サービス
- (5) 情報共有と説明責任
- (6) 個人情報保護
- (7) 市民の要望の取扱い
- (8) 行政手続
- (9) 公益通報
- (10) 行政評価
- (11) 財政運営と公表

市民と議会と行政が協力を！

7 参画と協働によるまちづくり

- (1) 市民参画と協働の原則
- (2) 市民参画制度
- (3) 市民意見の提出手続
- (4) 審議会等への市民参画
- (5) 住民投票
- (6) 住民投票の請求及び発議
- (7) 市民活動団体等との連携
- (8) コミュニティ活動
- (9) 合志市自治推進委員会の設置
- (10) 条例の見直し

国や他市町村とも協力を！

8 国及び他の地方公共団体等との連携



市民みんなが  
まちづくりの  
主役だよ

前 文

## (仮称)合志市自治基本条例「原案」

私たちのまち「合志市」は、古の歴史を受け継ぎ、その名は古代より続いた「合志郡」に由来しています。

阿蘇の外輪を東に望み、肥沃で恵まれたこの合志の台地で育まれた緑豊かな自然と利便性の高い穏やかな生活環境の中で、人々が結び合いつながり合って、多様な生活圏を一つに合わせ歩み続けてきました。

まちを取り巻く状況は、刻々と変化し、地方自治体には地方政府としての自主と自治の主権者であることの自覚と行動が求められています。

私たちは、次代を担う子どもたちのために、貴重な伝統・文化や恵まれた自然・生活環境を資産として後世に引き継ぎ、農業をはじめとする産業を起し、守り育て、常に、生活の質を向上させるための英知を、共に出し合う使命を持っています。

私たちは、まちが大きな一歩を踏み出した「合志市」の誕生を契機として、「志」を「合」わせて協働によるまちづくりをすすめることを決意し、市民憲章を制定しました。

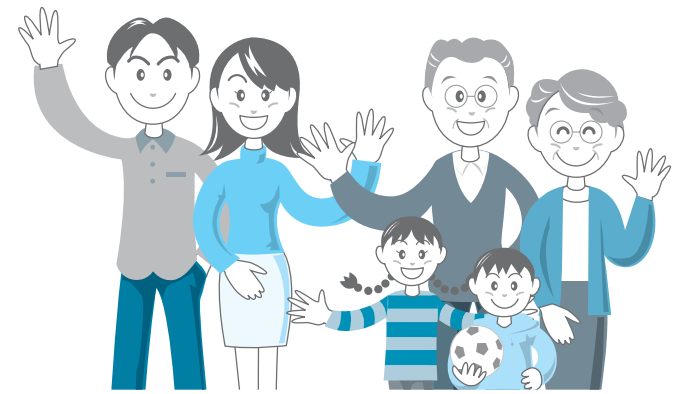
自治は、市民一人ひとりのくらしを守る基本であり、幸せが実感できる地域づくりを確かなものにしていくための営みであり、将来にわたり、子どもたちが健やかに生まれ、すべての人権が尊重され、安全に安心して暮らしていくためのまちづくりそのものです。

ここに、市民が身近なところからまちづくりに参画し、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれの役割を明らかにして、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、合志市の自治のあり方を定める最高規範として、この条例を制定します。

第1章 条例の最高規範性

(条例の位置付け)

第1条 市民の参画と協働に



よりつくられたこの条例は、本市の自治についての最高規範であり、他の条例、規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとします。

第2章 総 則

(目的)

第2条 この条例は、合志市の自治の基本的な理念を定め、自治の主体者としての市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにし、地方自治の本旨に基づき、住民自治のまちを創造することを目的とします。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 市民

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 本市に居住する人
- イ 本市に通勤し、又は通学する人
- ウ 本市で事業を営み、又は活動する人及び法人又は団体

(2) 市の執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり

自らが生活し活動している地域をはじめ、わたしたち

(5) 協働

市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるため、共に補完し、協力し合って取り組むことをいいます。

(6) コミュニティ

市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、さまざまな生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。

(自治の基本理念)

第4条 合志市の自治の基本理念を、次のとおり定めます。